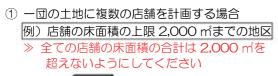
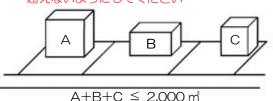
店舗の床面積の制限等についてのお願い

小規模の店舗であっても、一か所に集中すると大規模店舗と同様に多くの人が集まり、交通渋滞など周辺環境 へ大きな影響を与えます。このため、店舗の計画にあたっては次のルールを守っていただきますよう、ご協力 をお願いします。

- ① 敷地が複数に分かれていても一団の土地に複数の店舗を計画する場合は、全ての店舗の床面積の合計が 各地区の上限値を超えないようにしてください。
- ② 店舗が隣接する場合は、駐車場等を共有利用できないようにフェンス等で敷地を仕切ってください。





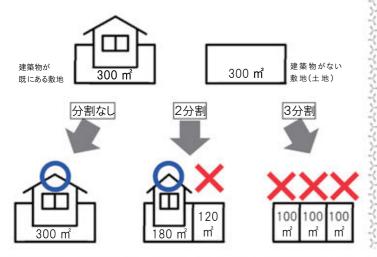
② 店舗が隣接する場合

≫ 駐車場等の共有利用ができないようフェンス等で 敷地を仕切ってください

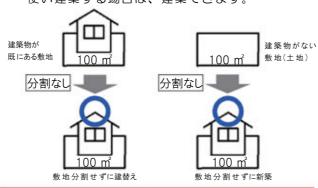


最低敷地面積について(虹の松原周辺地区)

≫ 180 ㎡未満に分割した敷地には建築できません。



≫ 180 ㎡未満の土地でも、現在の敷地をそのまま 使い建築する場合は、建築できます。



※基準時に180 ㎡に満たない既存の敷地に建築物 を建築するときは、事前に敷地の適合確認申請 書を提出し、適合確認を受ける必要があります

既存建築物等に対する規制の緩和

- ・条例施行時に既に建築されている建築物等は、特定用途制限地域の制限に適合していない場合でも、そのま ま使用することは違法ではありません。
- ・条例施行後に増築や建替え等を行う場合は、全ての法規制に適合させる必要がありますが、建ぺい率、容積 率、最高高さ制限の規定に適合している既存の建築物等の増築や建替え等については、次のとおり制限が緩 和されます。
- ・増築後の床面積は、基準時の 1.2 倍まで
- ・不適合の用途に供する部分の床面積の増築は、基準時の 1.2 倍まで
- ・原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量の増設は、基準時の 1.2 倍まで
- ・改築(基準時の建築物等と同一の用途、構造及び規模の建て替え)は可能

※基準時とは条例施行日の 平成 27 年 10 月 1 日です

注意事項

- ・敷地の適合確認申請書の提出先は、唐津市まちづくり課です。
- ・建築物や工作物の計画段階で事前にご相談ください。
- ・違反した場合には、罰則が科せられる場合があります。

条例施行日 平成 27 年 10 月 1 日

この規制は、着工が平成27年10月1日以降の建築物等に適用されます。

唐津市特定用途制限地域

特定用途制限地域の指定の目的

本市の都市計画区域の用途地域の指定がない区域(白地地域)の中で、国道 202 号沿 線の鏡・浜玉地区や西九州自動車道のインター周辺では、大型店舗の建設やミニ開発が進 んでおり、今後も農地転用が進み、住環境など地域の良好な環境に影響を与える建築物の 建設が増えてくることが予想される地域となっています。

このため、本市の強みである良好な自然環境や住環境を保全していくことを目的として、 良好な環境を阻害する恐れのある特定の建築物等(建築物と工作物)の立地を制限する 唐津市特定用途制限地域を指定しました。



対象地区と制限の内容

・地域の特性に合わせて特定用途制限地域を4地区に分類しています

虹の松原周辺地区

良好な居住環境と自然環境との調和を図るととも に、虹の松原及び鏡山周辺の景観に配慮する地区

田園居住地区

良好な居住環境と自然環境との調和を図る地区

主要幹線沿道地区

良好な居住環境や自然環境との調和を図るとと もに、雇用の場の確保のため、主要幹線沿道にお けるサービス機能施設の立地に配慮する地区

インターチェンジ周辺地区

良好な居住環境や自然環境に配慮するとともに、 雇用の場の確保のため、サービス機能施設のほ か、流通関連施設等の企業立地に配慮する地区

- ・特定用途制限地域では、良好な環境の形成を阻害する恐れのある用途の建築物等を制限します。
- ・特定用途制限地域のうち虹の松原周辺地区では、周囲への景観配慮や良好な居住環境を形成する ために高さの上限と敷地の最低面積を定めました。

制限する用途

- 店舗の規模
- 風俗施設
- 遊戯施設
- 危険性の高い工場など
- 自動車修理工場
- 貯蔵量の多い危険物貯蔵施設など

その他の制限(虹の松原周辺地区)

- 建築物の最高高さ 12 mまで
- 敷地の最低面積 180 ㎡以上



お問合せ先

唐津市 都市整備部 まちづくり課 TEL 0955-72-9135 FAX 0955-72-9179 E-mail machidukuri@city.karatsu.lg.jp

